

広島県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、三原市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年六月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	取消年月日
下北方集会所	三原市下北方二丁目三番一八号	平成二五年四月一日
坂井原老人集会所	三原市久井町坂井原一〇三番地三	平成二五年四月一日
中野老人集会所	三原市久井町山中野一六一三番地	平成二五年四月一日
釜山集会所	三原市沼田東釜山一八〇二番地一	平成二五年四月一日
三育コミュニティホーム	三原市大和町下徳良五七三番地六七	平成二五年四月一日
前兼コミュニティホーム	三原市大和町上徳良一九六三番地一	平成二五年四月一日
大具二区コミュニティホーム	三原市大和町大具一二七九番地二	平成二五年四月一日
多田コミュニティホーム	三原市大和町大草六〇番地一	平成二五年四月一日
河頭生活改善センター	三原市大和町大草七四〇九番地二	平成二五年四月一日
古市コミュニティホーム	三原市大和町萩原六八八番地二	平成二五年四月一日
別所コミュニティホーム	三原市大和町平坂四一三三番地一	平成二五年四月一日
王子原コミュニティホーム	三原市大和町和木二二六五番地二	平成二五年四月一日
東側コミュニティホーム	三原市大和町和木二二二一番地五	平成二五年四月一日
北方ふれあい集会所	三原市本郷町上北方一〇二二番地一	平成二五年四月一日
茅田老人集会所	三原市本郷町船木二五一四番地九	平成二五年四月一日
川西老人集会所	三原市本郷町船木四〇三九番地二	平成二五年四月一日
南方東部老人集会所	三原市本郷町南方三三七三番地九	平成二五年四月一日

本郷東老人集会所	三原市本郷北三丁目一〇番七号	平成三五年四月一日
本郷西老人集会所	三原市本郷南六丁目一三番九号	平成三五年四月一日
南方老人集会所	三原市本郷町南方七五五八番地二	平成三五年四月一日